

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付、総務省の通知により、本町の技能労務職員等の給与等の総合的な点検を実施し、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を明らかにした取組方針を策定し公表します。

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均給与、平均年齢及びこれに対応する民間従事者等（単位：人、歳、円）

区分	礼文町			民間事業者	
	職員数	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
全体	10人	42.0歳	289,000円		
自動車運転手	3人	44.4歳	362,300円	44.5歳	298,800円
用務員	4人	39.2歳	219,500円	53.9歳	225,900円
その他	3人	43.3歳	300,800円		

※「平均給料月額」は、平成20年4月1日の各種ごとの職員給料月額の実支給額の平均である。

※「民間事業者の平均給与月額」の算出方法は、必ずしも同じでない。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 47歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
全体				1	1	1	2	1	2	1	1		10
運転技術員							1			1	1		3
用務員				1		1	1	1					4
その他					1				2				3

運転技術員＝公用車運転兼事務・公務補 1人、保育所バス運転兼事務補 1人、
診療所車運転兼事務補 1人

用務員＝学校公務補 4人

その他＝施設管理員兼社教業務 1人、施設管理兼業務バス運転兼事務補 2人

(3) 給料表

- ・一般行政職と同様に国の行政職給料表（一）を適用し、
運転技術員及びその他技能労務職については、4級までを運用し、
用務員については、同2級までを運用している。

(4) 各種手当

- ・一般職と同じ（期末手当削減実施）
- ・特殊勤務手当なし

(5) 昇給基準

- ・一般職と同じ
- ・毎年1月1日を定期昇給日とし、前1年間の勤務成績に応じて4号俸（55歳を超える場合は2号俸）を標準として昇給

(6) その他に関する事項

行政改革集中改革プランの定員管理に基づく定数削減・グループ制の実施に伴って、
職種によって事務職の兼務発令を行なっている。

2 基本的な考え方

本町の技能労務職の給与等が職種によっては民間事業者より高い水準のものもあることから、集中改革プランの定員管理等に基づき各種技能労務職の職務体制、給与等については各種職制に応じ検討することとする。

3 具体的な取組み

(1) 定員

- ・公用車運転手、診療所運転手は、退職時において不補充の方向で検討する。

- ・ 保育所バス運転手は、運転業務の民間委託化により、将来的には削減する方向で検討する。
- ・ 学校公務補は、地域性を踏まえ当面は現行を維持する。
- ・ 施設管理員は、職務の現状から他職種及び事務職の兼務等により当面は現行体制とする。

(2) 給与

ア 給料

現行の行政職給料表(一)の適用は、当面は見直す予定はない。

ただし、運転技術員及び管理員等の4級までの運用については、現行の用務員同様、2級までの運用を基本として検討する。

イ 手当

現行の一般行政職と同様の支給基準については、当面見直す予定はない。(期末手当の削減実施)

ウ 昇給

現行は、一般行政職と同様の昇給時期、昇給基準であるが、一般行政職も含め人事評価制度について、評価手法、導入時期について検討する。

エ その他

職員の削減、グループ制の導入に伴って、複数職種の兼務更には一般事務職の兼務発令をしていることから、実態に即した職務替えについて検討する必要がある。

4 その他

国は、技能労務職の業務については民間委託を推進しているが、本町のように1島1町で小規模の離島では、地元で民間委託業者が無く、島外業者への委託は可能にしても、委託経費の増嵩をまねき、人件費抑制の面で必ずしも効率的ではない。